

医療費控除(記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・㉗、「4 所得から差し引かれる金額」・㉘)

⇒対象期間(令和5年1月1日～令和5年12月31日)に、あなたや、あなたと生計を一にする親族のために医療費等を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。実際に支払った金額から、生命保険や社会保険などで補填される金額を差し引いた金額が対象となります。なお、医療費控除は以下の種類があります。

■医療費控除

支払った医療費から総所得金額等の5%の金額(総所得金額等が200万円以上の場合は10万円)を差し引いた金額を総所得金額等から控除します。【限度額200万円】

【必要書類】

- 1 医療費控除の明細書
- 2 医療保険者から交付された医療費通知(※)

(※)申告書に添付できる医療費通知は、次の6項目の記載があるものです。

- (1) 被保険者等の氏名 (2) 療養を受けた年月
- (3) 療養を受けた人 (4) 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- (5) 被保険者が支払った医療費の額 (6) 保険者等の名称

この6項目のうちいずれかの項目の記載がない場合は、医療費通知に補完記載することで、申告書に添付することができます。

※申告する医療費が2の医療費通知に全て記載されている場合は医療費通知のみの提出で可。

※2の医療費通知に記載されていない内容を追加する場合は、1の明細書と2の医療費通知の両方の提出が必要。

■セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組(※)を行っているあなたや、あなたと生計を一にする親族にかかる「スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品)」の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合に、その超える部分の金額を総所得金額等から控除します。【限度額8万8千円】

【必要書類】セルフメディケーション税制の明細書

(※)一定の取組とは以下のものです。

- 保険者が実施する健康診査(人間ドック、各種健診など)／予防接種(定期接種、インフルエンザの予防接種など)
- 勤務先で実施する定期健康診断(事業主診断)／特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導
- 区市町村が健康増進事業として実施するがん検診



※スイッチOTC医薬品の具体的な品目一覧については、厚生労働省ホームページを参照してください。(上記QRコードを読み取ると該当のページに移行します。)

※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を適用する人は、申告書表面右側「医療費控除㉗」欄の区分に「1」と記載してください。

(例)

医療費控除 (明細書要添付)	区分	1	㉗	110	88,000	円
-------------------	----	---	---	-----	--------	---

**ポイント**

- 令和3年度の住民税申告からは、医療費の領収書では医療費控除の適用を受けることができません。必ず医療費控除の明細書や医療費通知を添付してください。
- 医療費の領収書は添付しないでください。ただし、明細書の記載内容を確認することがありますので、医療費の領収書はご自宅等で5年間保管してください。
- 「医療費控除」と「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」の両方を適用することはできないため、どちらかを選択しての適用となります。申告後の変更はできません。
- 医療費控除及びセルフメディケーション税制の明細書の様式は渋谷区ポータルからダウンロードできます。また、渋谷区ポータル内の税額シミュレーションシステムから作成することも可能です。

基礎控除(記載欄：申告書表面「4 所得から差し引かれる金額」・㉘)

⇒あなたの昨年1年間の合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用されます。

- 〈控除額〉
- あなたの令和5年中の合計所得金額が2,400万円以下・・・43万円
  - あなたの令和5年中の合計所得金額が2,400万円超～2,450万円以下・・・29万円
  - あなたの令和5年中の合計所得金額が2,450万円超～2,500万円以下・・・15万円

申告別フローチャート  
問合せ先

申告にあたって  
申告の必要不要チェックポイント

申告が必要な人へ

申告書の記載方法  
「所得なし」

申告書の記載方法  
「所得あり」

収入・所得

所得から  
差し引かれる金額等

医療費控除について

寄附金税額控除  
所得税と異なる課税方式  
の選択

申告書の控除